

大分県後期高齢者医療広域連合公告第 8 号

「拠点間ネットワーク機器更新等業務委託」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合規則第19号。以下「契約事務規則」という。）第27条の規定に基づき一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

大分県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 足立 信也



1 入札に付する事項

- (1) 件名 拠点間ネットワーク機器更新等業務委託
- (2) 契約内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日

2 入札参加資格

- (1) 当広域連合の入札参加有資格者名簿に種目「OA（06）」で登録されている者
- (2) 大分市内に本店又は支店・営業所等があること。
- (3) I SMS 認証、プライバシーマークのいずれかを取得していること。
- (4) 国又は地方自治体において、電算システム保守業務の実績があること（履行中のものを含む）。
- (5) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 広域連合長が施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しない者でないこと。
- (7) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (8) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (9) 市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

3 契約担当課

郵便番号 870-0037

所在地 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

名称 大分県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話番号 097-529-7227

メールアドレス soumu@oita-kouki.jp

4 質問の受付期間及び方法

別紙仕様書の質疑等は、別紙質問書を令和8年6月19日（金）17時までに電子メールにて3の契約担当課に送信すること。電子メール以外の方法によるものは、受け付けない。なおメール送信の際は、確認のため、送信した旨を、必ず3の契約担当課に電話確認すること。

5 回答 令和8年6月23日（火）17時までに大分県後期高齢者医療広域連合のホームページに記載する。ただし、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者のみに回答する。

6 現場説明会 実施しない。

7 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

8 入札保証金 契約事務規則第24条第3項第2号により免除とする。

9 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月24日（水）午前11時

(2) 場所 大分県後期高齢者医療広域連合事務局

10 契約保証金 契約事務規則第7条第8号により免除とする。

11 最低制限価格 設けない。

12 その他

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札者としての資格のない者のした入札

② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

⑤ 入札金額を訂正した入札

⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札

⑦ 郵送による入札

(2) 入札回数は原則として再度までとし、落札者がいない場合は随意契約に移行するものとする。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約事務規則及び規程の定めるところによる。

13 競争入札参加資格確認申請書の提出及び落札者の決定等

- (1) 入札への参加を希望する者は、入札の日時、場所において競争参加資格を確認するため競争入札参加資格確認申請書及び同様の業務受託実績がわかる書類（受託実績一覧表及び契約書の写し）を提出すること。
- (2) 入札の日時、場所において申請書を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認められた者は、当該入札に参加することができない。
- (3) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。
- (4) 開札後、落札候補者の申請書について審査し、最低価格入札者が競争入札参加資格を有していることを確認した場合は、最低価格入札者を落札者とし、競争入札参加資格を有していないと確認した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争入札参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が、競争入札参加資格を有していない場合は、順に同様の手続きを行い、競争入札参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。
なお、落札者を決定した場合は、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

14 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、7の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対し、競争入札参加資格がないと認められた理由についての説明を、書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、契約担当課とする。